平成２７年（フ）第５号
秋田県大仙市刈和野字上ノ台荒屋敷72番地９
債務者　冨塚　英久
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石田　英憲
４　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月18日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１８６７号
福岡県宗像市日の里５丁目５番地１
債務者　的野ヒサノ（旧姓川崎）
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　靏　　拓剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２号
香川県高松市丸の内６番７―605号　丸の内ロイヤルハイツ
債務者　髙尾　利行
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　創一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６号
宮城県大崎市古川大宮８丁目４番51号　ルーチェＡ棟201号
債務者　豊田　　均
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４号
秋田県にかほ市院内字城前14番地
債務者　三浦　清人
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１３号
山梨県山梨市小原東1343番地65
債務者　竹川太加司
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
山梨県山梨市万力1785番地４
債務者　竹川　宏輝
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
山梨県甲府市蓬沢町1237番地５
債務者　㐂井　功明
１　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
大阪市東成区玉津２丁目５番26号
債務者　田中　真生（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　億　　智栄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７５号
大阪市西区南堀江４丁目28番25―708号
債務者　古川　敏正
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　　綾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３３号
大阪府八尾市上之島町北２丁目59番地の４
債務者　大塚　俊彦
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６号
奈良県桜井市大字上之庄374番地の１　206
債務者　レゴリスこと　小鮒　聖賢
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板野　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
愛媛県東温市牛渕1117―５　シャンブル・アン・ブルー303号、住民票上の住所愛媛県松山市岩崎町１丁目２番23号
債務者　大野　栄一
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　康之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
福岡県筑後市大字山ノ井640番地１
債務者　本田　英之
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４号
秋田県横手市横手町字下飛瀬229番地
債務者　新藤いつ子
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２７９号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番３―709号　ディオ・フェルティ大和高田、前住所奈良県高市郡明日香村大字岡1237番地
債務者　岩本　高徳
１　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係